

令和5年度 環境測定結果について

全ての項目が環境保全協定値以下であり、安全運転を行っています。

1. ごみの焼却で発生する有害物質の種類と防止対策について

ばいじん

ごみ焼却時に発生する微小なすすなどの粒子状の物質

バグフィルターと呼ばれる、ろ過式集じん器で除去し、ろ布と呼ばれるフィルタの表面に堆積した粒子層で捕集し、払い落としています。

法令の基準値	0.04g/Nm ³ 以下	環境保全協定値	0.02g/Nm ³ 以下
--------	--------------------------	---------	--------------------------

硫黄酸化物

ごみに含まれる硫黄分が燃焼するときに発生する物質

酸性の有害ガスであるため、アルカリ性薬剤の消石灰をバグフィルタ手前で噴霧し、中和。反応生成物を飛灰として集じんして除去しています。

法令の基準値	250ppm以下	環境保全協定値	25ppm以下
--------	----------	---------	---------

窒素酸化物

ごみや空気中の窒素が燃焼するときに酸化し発生する物質

アンモニアを脱硝反応装置に吹込むことで、『窒素酸化物』を『窒素』に還元します。

法令の基準値	250ppm以下	環境保全協定値	70ppm以下
--------	----------	---------	---------

塩化水素

塩化ビニール樹脂等を燃やすときに発生する物質

酸性の有害ガスであるため、アルカリ性薬剤の消石灰をバグフィルタ手前で噴霧し、中和。反応生成物を飛灰として集じんして除去しています。（硫黄酸化物と同じ）

法令の基準値	430ppm以下	環境保全協定値	50ppm以下
--------	----------	---------	---------

水銀

分別されずに可燃ごみに混入した蛍光管や体温計を焼却すると発生

バグフィルターと呼ばれる、ろ過式集じん器で除去し、ろ布と呼ばれるフィルタの表面に堆積した粒子層で捕集し払い落としています。（ばいじんと同じ）

法令の基準値	0.05mg/Nm ³ 以下	環境保全協定値	0.05mg/Nm ³ 以下
--------	---------------------------	---------	---------------------------

ダイオキシン類

主にごみの不完全燃焼で発生する物質

ダイオキシン類は、不完全燃焼により発生するため、850℃以上の高温でごみを処理。また、300℃前後の温度になると再合成されてしまうため、減温塔にて200℃以下に冷却しています。

法令の基準値	0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下	環境保全協定値	0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下
--------	------------------------------	---------	-------------------------------

■ 数値の単位 ■

- ・ g/Nm³は1立方メートル中のグラム濃度、mg/Nm³は1立方メートル中のミリグラム濃度です。
- ・ ppmは百万分のいくつかを表します。
- ・ ダイオキシン類の欄のng（ナノグラム）は10億分の1グラムです。
- ・ TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く異性体ごとに毒性が異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示します。

2. 大気（排ガス濃度）

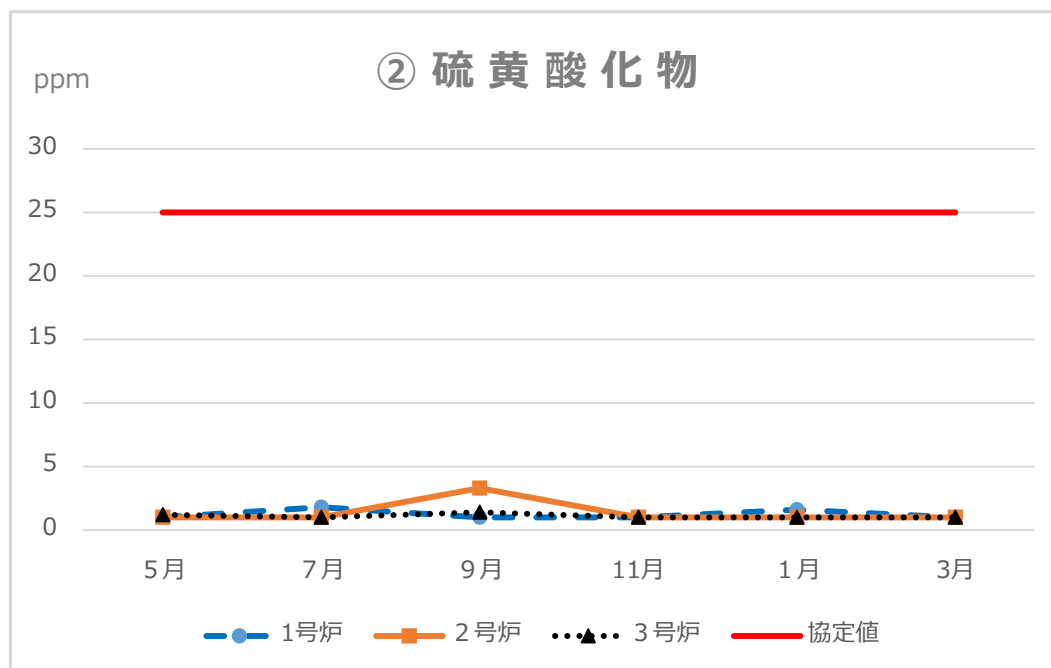
①ばいじん

※測定月は炉によって異なることがあります。

炉No.	5月	7月	9月	11月	1月	3月
1号炉	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
2号炉	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
3号炉	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001

②硫黄酸化物

炉No.	5月	7月	9月	11月	1月	3月
1号炉	<1.0	1.8	<1.0	<1.0	1.6	<1.0
2号炉	<1.0	<1.0	3.3	<1.0	<1.0	<1.0
3号炉	1.2	<1.0	1.4	<1.0	<1.0	<1.0

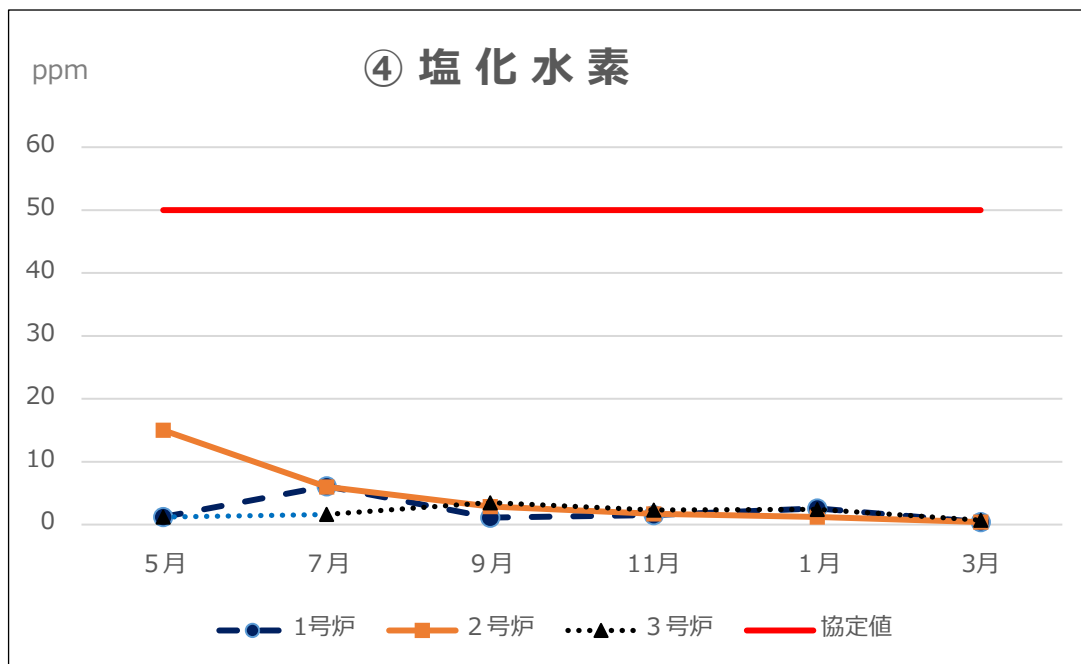
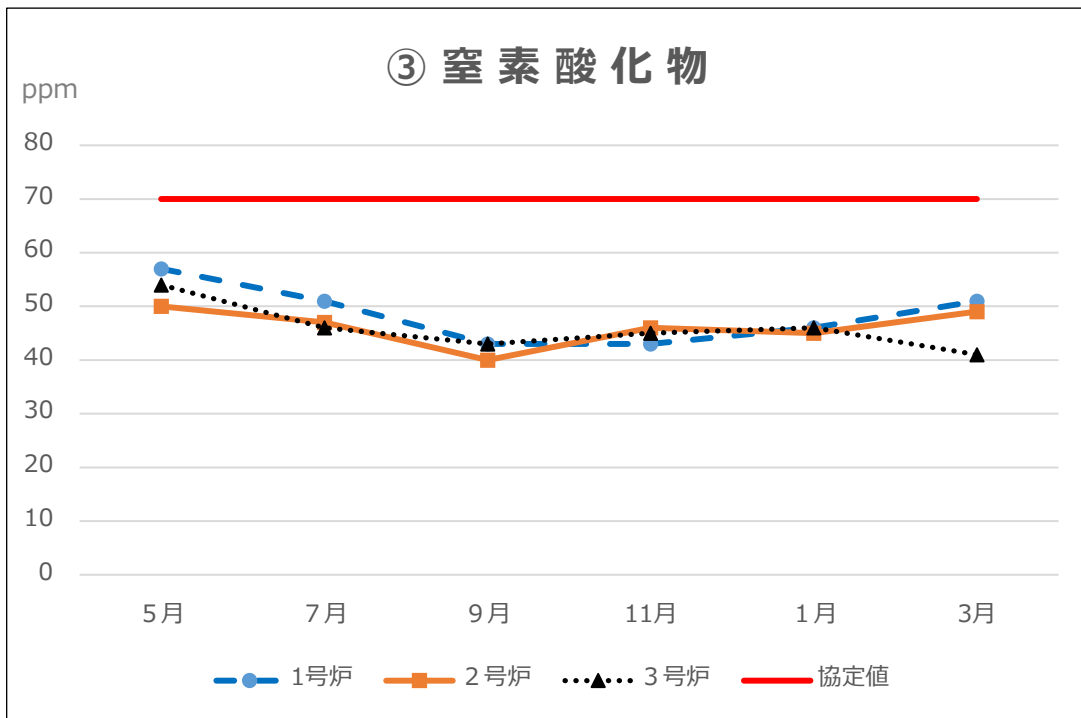


③窒素酸化物

炉No.	5月	7月	9月	11月	1月	3月
1号炉	57	51	43	43	46	51
2号炉	50	47	40	46	45	49
3号炉	54	46	43	45	48	41

④塩化水素

炉No.	5月	7月	9月	11月	1月	3月
1号炉	1.2	6.1	1.1	1.5	2.6	<0.4
2号炉	15.0	6.0	2.9	1.7	1.2	<0.4
3号炉	1.2	1.6	3.5	2.3	2.4	0.7

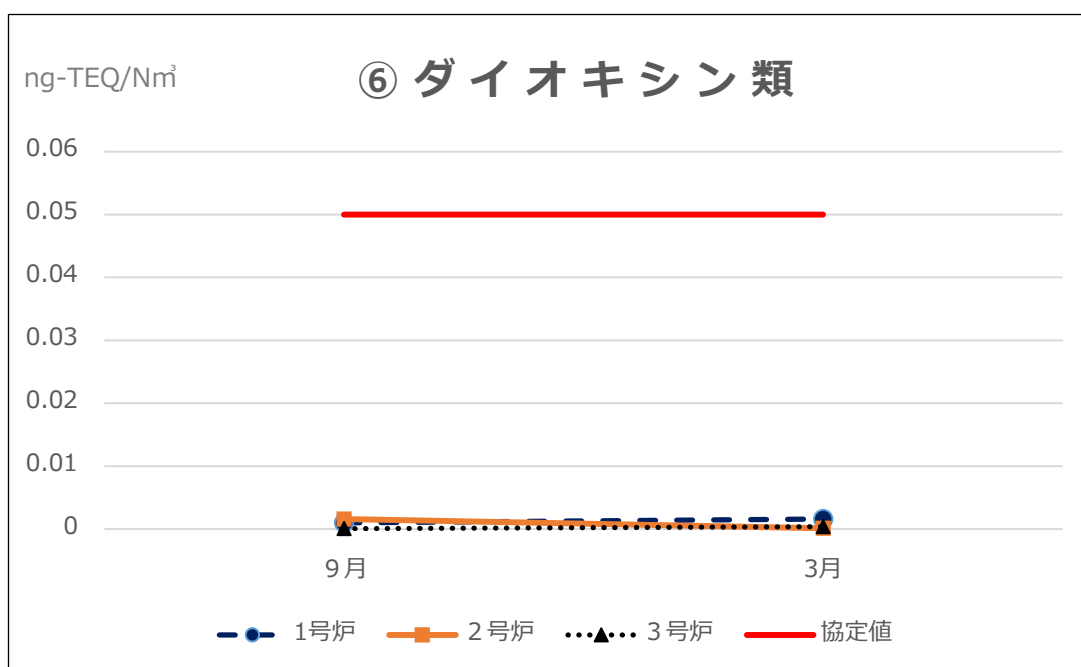
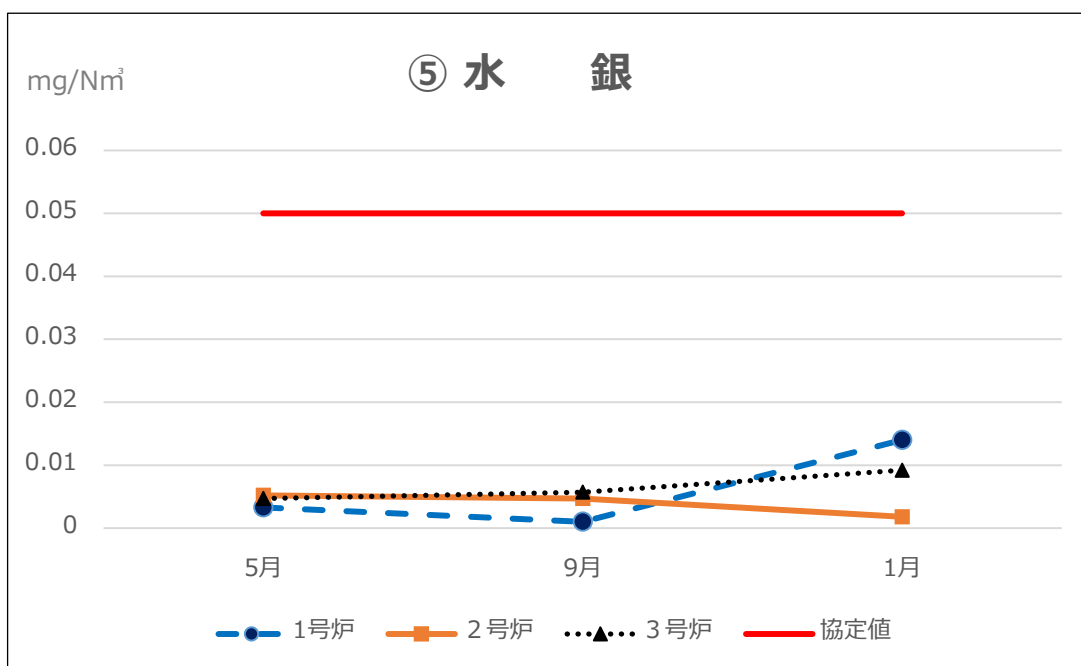


⑤水 銀

炉No.	5月	9月	1月
1号炉	0.0033	0.001	0.014
2号炉	0.0052	0.0047	0.0018
3号炉	0.0047	0.0057	0.0092

⑥ダイオキシン類

炉No.	9月	3月
1号炉	0.00099	0.0016
2号炉	0.0016	0.00013
3号炉	0.000057	0.00038



3. 騒音・振動・臭気

項目	法令の基準値	環境保全協定値
騒音	朝夕55、昼間60、夜間50dB以下	50dB以下
振動	昼間65、夜間60dB以下	60dB以下
臭気指数	18	12

- ・騒音の朝は6～8時、昼間は8～19時、夕は19～22時、夜間は22～翌朝6時までです。
- ・振動の昼間は7～20時、夜間は20～翌朝7時までです。
- ・臭気指数12は、何のにおいか識別できる程度のおいです。

■測定場所■



- No.1 : 吹戸川沿い
- No.2 : クリーンセンター正門付近
- No.3 : JR線沿い

騒音	11月	測定値(dB)			12月	測定値(dB)		
	時間帯	No.1	No.2	No.3	時間帯	No.1	No.2	No.3
	朝	48	46	43	朝	49	46	48
	昼間	49	47	45	昼間	49	49	48
	夕	48	46	46	夕	50	44	49
	夜間	49	44	43	夜間	50	49	47

振動	6月	測定値(dB)			12月	測定値(dB)		
	時間帯	No.1	No.2	No.3	時間帯	No.1	No.2	No.3
	昼間	30未満	30未満	30未満	昼間	30	30未満	40
	夜間	30未満	30未満	30未満	夜間	31	30未満	30未満

臭気指数	8月	測定値			2月	測定値		
	時間帯	No.1	No.2	No.3	時間帯	No.1	No.2	No.3
	昼間	10未満	10未満	10未満	昼間	10未満	10未満	10未満

測定結果は、すべての箇所で計測できる定量下限値未満です。

4. 排水

プラント排水は再利用しており、外部に放流しないクローズドシステムを採用しています。